

鳥取市自主防災会連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市自主防災会連合会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、災害発生による被害を防止し、軽減するため、防災知識の普及、防災訓練の実施、防災用資材の整備等を行うことを目的とする自主防災会で組織される鳥取市自主防災会連合会（以下「連合会」という。）に補助金を交付し、もって地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の対象となる経費は、当該年度において連合会が行う前条に規定する活動に要する経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

(補助金算定等)

第4条 本補助金の額は、前条の補助対象経費（負担金等の特定財源を除く）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、活動計画書及び収支予算書を添付し、毎年6月30日までに行わなければならない。なお、交付申請時には、当該者の消費税の取扱いについて申告しなければならない。

2 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、第3条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、第3条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係

る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（実績報告）

第7条 規則第12条に定める実績報告は、活動報告書及び収支決算書によるものとし、毎年5月31日までに行わなければならない。なお、実績報告時には、当該者の消費税の取扱いについて申告しなければならない。

2 本補助金の交付を受ける者（以下「交付事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超える場合は、当該交付決定控除税額）を超えるときは、別記様式により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市自主防災会連合会補助金交付要綱に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別記様式（第 7 条関係）

年 月 日

鳥取市長 様

住所
事業実施主体 氏名 印
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令受 第 号により交付決定の通知のあった鳥取市自主防災会連合会補助金について、鳥取市自主防災会連合会補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の額確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。